

避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人ら（夫婦及び夫の両親）について、家族の別離が生じたことを考慮して平成23年3月から平成29年6月まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を、申立人母について、要介護の状況で避難したことを考慮して平成27年11月から平成30年3月まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を、申立人妻について、申立人母の介護をしながら避難したことなどを考慮して平成27年11月から平成30年3月まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償をそれぞれ認めるとともに（ただし、直接請求手続における既払金を控除した額。）、申立人ら各人にに対して、過酷避難状況による精神的損害、生活基盤変容による精神的損害及び自主的避難等対象地域に滞在したことに係る損害の賠償を認めた事例。

全部和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、及び同X4（以下、「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び対象期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

第2 和解の金額

被申立人は、申立人らに対し、第1記載の損害項目及び対象期間に係る和解金として金1521万0000円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1記載の損害項目（同記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、申立人らが1通、被申立人が1通をそれぞれ保有

するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年6月20日

(仲介委員　日向　隆)

別 紙

令和〇年（東）第〇号

項目	対象期間	金額
精神的損害の増額 (日常生活阻害慰謝料)	家族別離 H23.3.21 ～H29.6.27	2,280,000
	介護者増額 (申立人X 2) H27.11 ～H30.3	610,000
	要介護者増額 (申立人X 4) H27.11 ～H30.3	320,000
中間指針第5次追補	過酷避難状況による精神的損害（第2の1） H23.3.11 ～H23.9.30	1,200,000
	生活基盤変容による精神的損害（第2の2）	10,000,000
	自主的避難等に係る損害 (第3) H23.4.23 ～ H23.12.31	800,000
合 計		15,210,000